

山口労発安 0522 第 1 号

平成 30 年 5 月 22 日

山口県経営者協会会長 殿

山口労働局長



平成 27 年労働者派遣法改正法の内容に関する周知への取組について（依頼）

平素より、労働行政の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき深謝いたしております。

さて、平成 27 年 9 月 30 日に施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）は、平成 30 年 9 月 30 日に施行から 3 年が経過します。

施行後 3 年を迎えるにあたり、改正法の内容に関して改めて派遣先への周知を図るため、周知資料「派遣先の皆様へ」を作成いたしましたので、貴会におかれましても、これを活用いただくこと等により、労働者派遣を受け入れている会員の派遣先に対して周知を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。